

上記の試験は水道法「水質基準に関する省令」（施行日 令和8年4月1日）に基づくもので、報告下限値及び検査方法は別紙のとおりです。



No. 26-WA-88

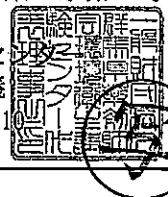
令和 8 年 4 月 14 日

様

水道法第20条登録検査機関 登録番号第273号
建築物飲料水水質検査業 群馬県5水第2号
一般財団法人

代表理事 天田 彰 義

群馬県前橋市西片貝町五丁目23番地1

[illegible]

総合判定 上記検査項目については水道法水質基準適合です。詳細は枠外参照

上記の試験は水道法「水質基準に関する省令」（施行日 令和8年4月1日）に基づくもので、報告下限値及び検査方法は別紙のとおりです。

上記の試験は水道法「水質基準に関する省令」（施行日 令和8年4月1日）に基づくもので、報告下限値及び検査方法は別紙のとおりです。

上記の試験は水道法「水質基準に関する省令」（施行日 令和8年4月1日）に基づくもので、報告下限値及び検査方法は別紙のとおりです。



上記の試験は水道法「水質基準に関する省令」（施行日 令和8年4月1日）に基づくもので、報告下限値及び検査方法は別紙のとおりです。

上記の試験は水道法「水質基準に関する省令」（施行日 令和8年4月1日）に基づくもので、報告下限値及び検査方法は別紙のとおりです。



上記の試験は水道法「水質基準に関する省令」(施行日 令和8年4月1日)に基づくもので、報告下限値及び検査方法は別紙のとおりです。



上記の試験は水道法「水質基準に関する省令」（施行日 令和8年4月1日）に基づくもので、報告下限値及び検査方法は別紙のとおりです。



令和 8 年 4 月 14 日

孀戀村長

様

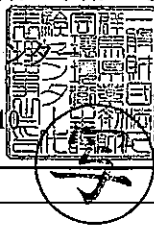
令和 8 年 4 月 6 日にご依頼の検査結果は次のとおりです。

水道法第20条登録検査機関 登録番号第273号
建築物飲料水水質検査業 群馬県5水第2号
一般財団法人

群馬県薬剤師会環境衛生試験会

代表理事 天 田 彰 義

群馬県前橋市西片貝町五丁目23番地



水道名称	大平簡易水道						
水源名称							
採水場所	住民センター						
水道種別	簡易水道	採水日時	令和 8 年 4 月 6 日 10 時 20 分				
原水・浄水	浄水	採水者名	上下水道課 黒岩 美奈子				
天 候	(前日) 晴 (当日) 晴	気温(℃)	12.8	水温(℃)	8.7	遊離残留塩素(mg/L)	0.30
検査方法	平成15年厚生労働省告示第261号						

[illegible]

総合判定 上記検査項目については水道法水質基準適合です。詳細は枠外参照

検査期間	令和8年4月6日 ~ 令和8年4月9日	検査責任者	水質検査部門管理者 山口 貴史
------	---------------------	-------	-----------------

上記の試験は水道法「水質基準に関する省令」（施行日 令和8年4月1日）に基づくもので、報告下限値及び検査方法は別紙のとおりです。

上記の試験は水道法「水質基準に関する省令」（施行日 令和8年4月1日）に基づくもので、報告下限値及び検査方法は別紙のとおりです。



総合判定 上記検査項目については水道法水質基準適合です。詳細は枠外参照

上記の試験は水道法「水質基準に関する省令」（施行日 令和8年4月1日）に基づくもので、報告下限値及び検査方法は別紙のとおりです。



総合判定 上記検査項目については水道法水質基準適合です。詳細は枠外参照

上記の試験は水道法「水質基準に関する省令」（施行日 令和8年4月1日）に基づくもので、報告下限値及び検査方法は別紙のとおりです。

令和 8 年 4 月 15 日

孀恋村長

様

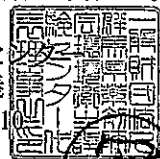
令和 8 年 4 月 7 日にご依頼の検査結果は次のとおりです。

水道法第20条登録検査機関 登録番号第273号
建築物飲料水水質検査業 群馬県5水第2号
一般財団法人

群馬県薬剤師会環境衛生試験中

代表理事 天 田 彰 義

群馬県前橋市西片貝町五丁目23番地1



水道名称	今井簡易水道				
水源名称					
採水場所	コミュニティセンター				
水道種別	簡易水道	採水日時	令和8年4月7日 10時25分		
原水・浄水	浄水	採水者名	上下水道課 宮崎 敦司		
天 候	(前日) 晴 (当日) 曇	気温(℃)	16.3	水温(℃)	9.8
				遊離残留塩素(mg/L)	0.30
検査方法	平成15年厚生労働省告示第261号				

[illegible]

総合判定 上記検査項目については水道法水質基準適合です。詳細は枠外参照

検査期間	令和8年4月7日 ~ 令和8年4月14日	検査責任者	水質検査部門管理者	山口 貴史
------	----------------------	-------	-----------	-------

上記の試験は水道法「水質基準に関する省令」（施行日 令和8年4月1日）に基づくもので、報告下限値及び検査方法は別紙のとおりです。

上記の試験は水道法「水質基準に関する省令」（施行日 令和8年4月1日）に基づくもので、報告下限値及び検査方法は別紙のとおりです。

上記の試験は水道法「水質基準に関する省令」（施行日 令和8年4月1日）に基づくもので、報告下限値及び検査方法は別紙のとおりです。

上記の試験は水道法「水質基準に関する省令」（施行日 令和8年4月1日）に基づくもので、報告下限値及び検査方法は別紙のとおりです。

上記の試験は水道法「水質基準に関する省令」（施行日 令和8年4月1日）に基づくもので、報告下限値及び検査方法は別紙のとおりです。



上記の試験は水道法「水質基準に関する省令」（施行日 令和8年4月1日）に基づくもので、報告下限値及び検査方法は別紙のとおりです。



浄水水质検査結果書

令和 8 年 4 月 15 日

孀戀村長

様

令和 8 年 4 月 7 日にご依頼の検査結果は次のとおりです。

水道法第20条登録検査機関 登録番号第273号
建築物飲料水水質検査業 群馬県5水第2号
一般財団法人 

群馬県薬剤師会環境衛生試験七

代表理事 天田 彰 義

群馬県前橋市西片貝町五丁目23番地1



水道名称	三原簡易水道				
水源名称					
採水場所	観光協会外水道				
水道種別	簡易水道	採水日時	令和8年4月7日 10時35分		
原水・浄水	浄水	採水者名	上下水道課 黒岩 美奈子		
天 候	(前日) 晴 (当日) 曇	気温(℃)	15.8	水温(℃)	10.6
				遊離残留塩素(mg/L)	0.30
検査方法	平成15年厚生労働省告示第261号				

[illegible]

総合判定 上記検査項目については水道法水質基準適合です。詳細は枠外参照

検査期間	令和8年4月7日 ~ 令和8年4月14日	検査責任者	水質検査部門管理者 山口 貴史
------	----------------------	-------	-----------------

上記の試験は水道法「水質基準に関する省令」（施行日 令和8年4月1日）に基づくもので、報告下限値及び検査方法は別紙のとおりです。



総合判定 上記検査項目については水道法水質基準適合です。詳細は枠外参照

上記の試験は水道法「水質基準に関する省令」（施行日 令和8年4月1日）に基づくもので、報告下限値及び検査方法は別紙のとおりです。